

山ノ内都市計画区域のうち用途地域の指定のない
区域内の容積率等制限に係る原案について

山ノ内都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の決定について

山ノ内都市計画区域における用途地域の変更に伴い、用途地域の指定のない区域が変更されるため、建築基準法の規定に基づき、土地利用の状況等を考慮して用途地域の指定のない区域及び建築形態制限値を次のとおり定めます。

決定する区域		容積率 (建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合)	建蔽率 (建築物の建築面積の敷地面積に対する割合)	建築物の各部分の高さ制限	
				前面道路の反対側の境界線からの水平距離に乘ずる数値	隣地境界線までの水平距離に乘ずる数値
山ノ内都市計画区域の区域内の用途地域の指定のない区域	別図により定める区域 (面積 687ha)	10 分の 5	10 分の 3	1.25	1.25
	別図により定める区域 (面積 17,422ha)	10 分の 10	10 分の 5	1.25	1.25
	別図により定める区域 (面積 2,593ha) (面積 2,578ha)	10 分の 20	10 分の 6	1.25	1.25
	別図により定める区域 (面積 300ha)	10 分の 30	10 分の 7	1.25	1.25

備考：() は旧区域面積を示す。

1 土地利用及び法規制等の現況

山ノ内町全域の面積は、26,590.0ha であり、都市計画区域(区域区分が定められていない)は 21,198.6ha で、そのうち用途地域が 214.0ha となっている。

都市計画区域の土地利用現況は、自然的土地利用が全体の 92.8%を占めている。

用途地域は、夜間瀬川沿岸を中心とした地域に指定されており、白地地域には用途地域周辺に形成されている水田や果樹園を中心に既存集落が形成され、またスキー場周辺にはホテル施設等の宿泊施設が形成されている。

当該地区は、夜間瀬川の支流である角間川及び横湯川に挟まれており、そのことから水田農業を中心に果樹や野菜などの畑作が営まれている一方で、土地の起伏が大きく、特に各圃場が小さいことから、効率的な農業が営むことができていない現状にある。

今後、農業振興地域に指定し、基盤整備が行われる予定である。

2 建築動向の現況

当該地区の平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間ににおける新築状況は 0 件である。なお、同期間の山ノ内町全体の新築状況は、81 件となっている。

3 地域の課題及び将来像

島崎地区は、大部分が農地であるものの各圃場が小さいことから、効率的な農業が営めず、耕作放棄地が増えてきている状況である。

このことから安定的・効率的な農業を行うための基盤整備をするため、農業振興地域の指定を行う。

しかし、現在、都市計画区域の用途地域が指定されているため、都市計画運用指針に基づき、一部地域を解除し、白地地域にしたうえで農業振興地域の指定を行うことが必要である。

都市計画マスタープランにおいては、土地利用の方針を以下のとおり示している。

『用途地域内において、農業振興に欠かせないエリアについては、用途地域の見直しを検討します。』

このため、用途地域の指定に準じた土地利用が進まないエリアは、農林業的土地利用を図る。

4 容積率制限等の講ずべき施策

現行、指定されている用途地域の容積率、建蔽率、斜線制限及び周辺白地地域における容積率、建蔽率、斜線制限をもとに、以下の考え方のもと制限素案の一覧表のとおりとする。

当該地区の制限は現在容積率 200%、建蔽率 60%である。東端部の道路沿道には農家の住宅地が並んでいるため、影響がないよう考慮し、現在の規制を継続する。なお、基盤整備後に安易な農地転用、開発行為が行われないよう中心部の農地部分は農業振興地域の農用地として指定する。

制限素案の一覧表

制限素案 の区域	建築物の容積率 (%)		建築物の建ぺい率		建築物の各部分の高さ				日影規制	類型化した主な 用途区分
	既存不適格 率 (%) (不適格件 数/確認件 数)	既存不適格 率 (%) (不適格件 数/確認件 数)	道路斜線	隣地斜線	既存不適格 率 (%) (不適格件 数/確認件 数)	既存不適格 率 (%) (不適格件 数/確認件 数)	既存不適格 率 (%) (不適格件 数/確認件 数)	既存不適格 率 (%) (不適格件 数/確認件 数)		
島崎地区	200	0%(0/0)	60	0%(0/0)	1.25	0%(0/0)	1.25	0%(0/0)	定めない	⑥用途地域周辺 区域

用途地域周辺区域の理由付け

[白地地域の容積率制限等の成り立ち]

- ・山ノ内町の白地地域における形態規制は、平成 13 年の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行により、従前全国一律で指定されていた容積率 400%・建ぺい率 70%から土地利用状況に応じた容積率・建ぺい率・斜線制限へ変更となり、平成 16 年 5 月 1 日の施行以降、その制限内容に変更はない。

[土地利用類型化区分を用途地域周辺区域とした理由]

- ・土地利用類型化区分を用途地域周辺区域とした理由は、現在山ノ内町における農業振興地域の白地地域のすべてが用途地域周辺区域となっているため。
- ・今後農業振興地域に指定する予定のため、利用方法から田園区域とすることも考えられるが、今回変更する島崎地区に容積率 100%・建ぺい率 60%と規制強化をすることは、島崎地区内の東側に立ち並ぶ住宅の住民から理解を得ることが難しいほか、島崎地区の周辺には用途地域の指定されている地域が多く、周辺の街並みと整合を図ることが望ましいと考えるため、従前と同じ規制の容積率 200%・建蔽率 60%とした。
- ・平成 16 年施行の制限内容の決定においても、農業振興地域内において敷地内に住宅の他に農作物・農業用機械を収納する倉庫等を建築している農業事業者が多くみられ、一般住宅よりも建築面積・延床面積が多くなることから、制限値の変更による既存不適格が生じ、増改築ができないとなると、主要産業の一つである農業に支障が出る可能性から制限内容を厳しくすることは難しいことを考慮し、決定している。
- ・島崎地区は今後農業振興地域とし、農地の基盤整備を行うため、その過程で、農業振興地域の農用地区域の指定を行う。農用地の指定がかかった農地には原則として定められた目的以外に使用することはできなくなり、厳しい規制がかかるため、土地利用類型化区分により容積率及び建蔽率の規制強化をしないことが適当と判断した。

市町村名		山ノ内町		1	線引きの有無	□有 ■無
2-1 面積 (ha)	市町村全面積：A	26,590.0		2-2 地域 区分 (ha)	都市地域	1,526.5
	都市計画面積：B	21198.6	B/A% 79.7%		農業地域	1,248.7
	白地地域：C	20981.3	C/A% 78.9%		森林地域	23,185.6
	用途地域：D	214	D/A% 0.8%		自然公園区域	18,177
	低層～中高層：D-1	54	D-1/D% 25%		自然保全地域	0
	住居～準住居：D-2	91	D-2/D% 43%		その他	629.2
	商業系：D-3	69	D-3/D% 32%		出典 第4次国土利用計画山ノ内町計画 上信越高原国立公園（志賀高原）計画書	
	工業系：D-4	0	D-4/D% 0%			

3 人口動向 (人)

年	人口	世帯数
平成12年 (2000年)	16,384	5,040
平成17年 (2005年)	15,451	5,037
平成22年 (2010年)	14,366	5,019
平成27年 (2015年)	13,351	5,011
令和2年 (2020年)	12,148	5,032

・全人口は平成12年をピークに減少傾向にあり、令和2年の人口はピーク時と比較すると25.9%減少している。

出典 山ノ内町都市計画マスタープラン

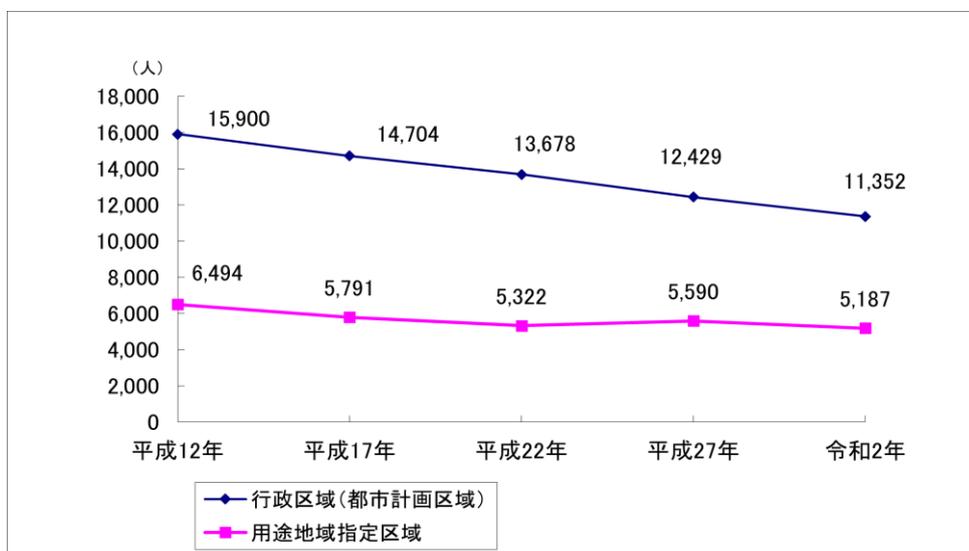
産業別就業人口

年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業割合 (%)	第2次産業割合 (%)	第3次産業割合 (%)
平成12年 (2000年)	2,155	1,791	5,237	23.5	19.5	57.0
平成17年 (2005年)	2,051	1,466	4,879	24.3	17.4	57.9
平成22年 (2010年)	1,883	1,304	4,326	17.2	17.2	57.0
平成27年 (2015年)	1,772	1,192	4,096	18.8	15.8	57.7
令和2年 (2020年)	1,574	1,086	3,629	17.0	16.8	56.8

・令和2年の各産業別就業人数は、平成12年と比較すると、第1次産業は27.0%減少、第2次産業は39.4%減少、第3次産業は30.7%減少している。

出典 山ノ内町都市計画マスタープラン

都市計画区域内人口



・都市計画内人口は平成12年をピークに減少しており、令和2年と比較すると28.6%減少している。

・用途地域内人口は平成12年をピークに減少し、令和2年と比較すると20.1%減少している。

出典 令和2年度 都市計画基礎調査

4 世帯数、農家数

世帯動向(数)

年次	世帯数	農家数
平成12年	5040	1152
平成17年	5037	1087
平成22年	5019	1028
平成27年	5011	925
令和2年	5032	843

・平成12年以降、世帯数は概ね横ばいに推移しているが、農家数が減少している。
 ・平成12年の世帯数に占める農家数の割合は22.9%であるが、令和2年では16.8%となっている。
 出典 山ノ内町都市計画マスタープラン

5 国土利用計画策定

(単位: ha)

区分	基準年次 令和元年	目標年次 令和12年
農用地	1025	1021
森林	23452	23455
原野	528	528
水面・河川・水路	444	444
道路	223	224
宅地	332	330
その他	586	588
合計	26590	26590

・農地については、農業振興地域整備計画を見直しつつ他の土地利用との調整を図り、生産基盤の整備拡充、農地の流動化・集約化により農地利用の効率化を図ります。
 ・宅地については、安全・安心、快適な居住環境の整備を促進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進し、持続可能でコンパクトな市街地の形成、ゆとりある快適な環境の構築に努めます。
 出典 第4次国土利用計画山ノ内町計画

6 立地特性

・長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあって、東西 39km、南北 12km、面積 26,590ha の行政区域を有しています。周囲を 2,000m 級の山々に囲まれた盆地であり、88% (うち 7 割余が志賀高原) が山林原野で占められ、約 1,900m の標高差が多様な植生と変化に富んだ景観をもたらしています。集落は、河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地と高原を中心に分布しています。
 出典 第4次国土利用計画山ノ内町計画

7 建築条例要綱等

・渋温泉 渋湯組地域景観づくり住民協定 (平成31年1月31日)
 ・金倉組景観づくり住民協定 (平成29年3月27日)
 ・山ノ内町風致地区内における建築等の規制に関する条例・同施行規則 (平成26年 3月24日)
 ・景観条例・同施行規則 (平成24年 3月23日)
 ・山ノ内町宅地開発及び中高層建築物指導要綱 (平成元年 6月22日)
 ・山ノ内町屋外広告物に関する規則 (平成12年 2月17日)
 出典 令和2年度 山ノ内町都市計画基礎調査

8 開発動向

○農地法における農地転用状況

年次	面積(m ²)	件数
平成27年	61	1
平成28年	3844.56	6
平成29年	2313.44	7
平成30年	2170.14	9
令和元年	2231.84	7

・過去5年間に転用された面積は、10,620.98m² 件数は30件である。
 出典 令和2年度 山ノ内町都市計画基礎調査

9 建築動向

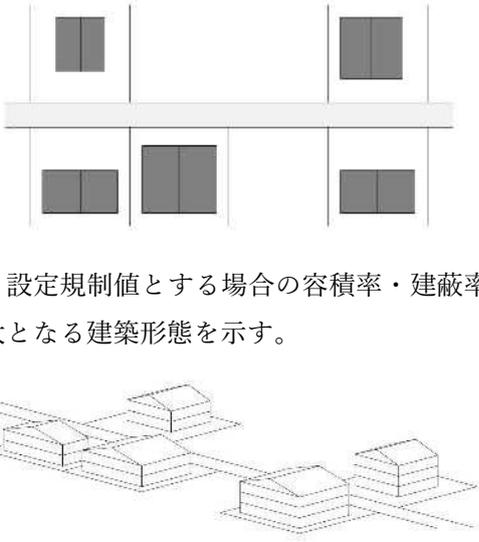
○新設建築物着工件数 (件)

	用途地域内	用途地域外	都市計画区域合計
住宅	23	33	56
商業	3	2	5
工業	3	3	6
その他	6	8	14
合計	35	46	81

・平成30年から令和4年を集計し、住宅が着工された割合は69.1%であり、うち用途地域内の割合は28.3%である。
 出典 山ノ内町年度別確認件数(H30~R4)

白地 地域の 立地特 性等	1. 法規制等	<p>○農業振興地域の整備に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域 1,313.8ha ・農用地区域 1,196.0ha <p>○森林法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画対象民有林 17,863ha (山ノ内町森林整備計画) <p>○自然公園法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上信越高原国立高原(志賀高原地域) 18,177ha 		
	2. 公共施設、公益施設の整備状況	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路は8路線、延長16,262mが都市計画決定されており、延長13,764mが整備済みである。 ・町道は、202,191.3mのうち改良率は44.3%である。 	
		下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道(山ノ内町処理区)計画面積239haである。接続率は96.2%である(接続人口4,789人/対象人口4,976人)。 ・特定環境保全公共下水道(上条南部処理区)計画面積95haである。接続率は90.5%である(接続人口2,670人/対象人口2,949人)。 ・農業排水集落(西部・北部)の処理区域面積は175.0haである。接続率は84.8%である(接続人口2,253人/対象人口2,656人)。 ・公共下水道は山ノ内町水質浄化センターで行っている。 ・農業集落排水の処理は、クリーンセンターよませとクリーンセンターすがかわで行っている。 	
		その他都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は令和4年度末現在3か所(街区2か所、緑地1か所)、面積11.98haが供用されている。 ・琵琶池駐車場(駐車場)が0.16haが計画決定、供用されている。 ・北信保健衛生施設組合 東山清掃工場(ごみ焼却場)1.52haが計画決定されているが、整備は未着手となっている。なお、計画場所は中野市内である。 	
	3. 開発行為の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・白地地域内における開発許可状況は、過去5年(平成27年～令和元年)で0件である。 <p>出典 令和2年度都市計画基礎調査</p>		
4. 現況の建築物立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域周辺には、水田や果樹園を中心として農地が広がっており、既存集落が存在している。 ・町内各スキー場の周辺では、ホテル施設が連担している。 			
5. 備考	(その他特記すべき事項)			

市町村名		山ノ内町		地区名	島崎地区																																																
現況	1 概要	<p>・当初都市的土地利用を計画していたが、社会情勢の変化などから、当初計画から現況が乖離している。</p> <p>・地区内のほとんどが農地となっており、持続可能な農地としての土地利用を図るため、農業振興地域に編入する。</p>		<p>■現況写真</p> <p>(西側)</p> 																																																	
	2 区域面積 (ha)	約 15.1ha																																																			
	3 建築物立地特性	地区内の東側には、農家の住宅が連担している。		<p>(東側)</p> 																																																	
	4 容積率分布表	調書 3-1 のとおり 平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で新築された建物はない。																																																			
	5 建ぺい率分布表	調書 3-2 のとおり 平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で新築された建物はない。																																																			
6 前面道路の状況	<p>(道路台帳等から道路全体に占める割合：1.8m以上の公道について)</p> <table border="1"> <tr> <td>1.8m以上 4 m未満の道路の割合</td> <td>66%</td> </tr> <tr> <td>4 m以上の道路の割合</td> <td>33%</td> </tr> </table>						1.8m以上 4 m未満の道路の割合	66%	4 m以上の道路の割合	33%																																											
1.8m以上 4 m未満の道路の割合	66%																																																				
4 m以上の道路の割合	33%																																																				
7 最高の階数、高さ等	<p>7-1 道路斜線、隣地斜線調査表 (調書 4-2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査路線数</th> <th>調査件数</th> <th>不適格件数</th> <th>不適格率</th> <th>道路斜線制限</th> <th>隣地斜線制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路斜線</td> <td>4</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="2">∠1.25 以下</td> <td rowspan="2">20m+∠1.25 以下</td> </tr> <tr> <td>隣地斜線</td> <td>4</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-2 最高の階数の建築物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>階数</th> <th>高さ</th> <th>前面道路幅員(w)</th> <th>後退距離(w)</th> <th>道路斜線制限</th> <th>隣地斜線制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物 1</td> <td>2 階</td> <td>7.6m</td> <td>7m</td> <td>2m</td> <td>∠1.25 以下</td> <td>20m+∠1.25 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-2-2 最高の高さの建築物 (値は推計で可) の建築物 (7-2 以外)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>階数</th> <th>高さ</th> <th>前面道路幅員(w)</th> <th>後退距離(w)</th> <th>道路斜線制限</th> <th>隣地斜線制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物 2</td> <td>2 階</td> <td>8 m</td> <td>3.5m</td> <td>3.5m</td> <td>∠1.25 以下</td> <td>20m+∠1.25 以下</td> </tr> </tbody> </table>							調査路線数	調査件数	不適格件数	不適格率	道路斜線制限	隣地斜線制限値	道路斜線	4	23	0	0	∠1.25 以下	20m+∠1.25 以下	隣地斜線	4	23	0	0		階数	高さ	前面道路幅員(w)	後退距離(w)	道路斜線制限	隣地斜線制限値	建築物 1	2 階	7.6m	7m	2m	∠1.25 以下	20m+∠1.25 以下		階数	高さ	前面道路幅員(w)	後退距離(w)	道路斜線制限	隣地斜線制限値	建築物 2	2 階	8 m	3.5m	3.5m	∠1.25 以下	20m+∠1.25 以下
	調査路線数	調査件数	不適格件数	不適格率	道路斜線制限	隣地斜線制限値																																															
道路斜線	4	23	0	0	∠1.25 以下	20m+∠1.25 以下																																															
隣地斜線	4	23	0	0																																																	
	階数	高さ	前面道路幅員(w)	後退距離(w)	道路斜線制限	隣地斜線制限値																																															
建築物 1	2 階	7.6m	7m	2m	∠1.25 以下	20m+∠1.25 以下																																															
	階数	高さ	前面道路幅員(w)	後退距離(w)	道路斜線制限	隣地斜線制限値																																															
建築物 2	2 階	8 m	3.5m	3.5m	∠1.25 以下	20m+∠1.25 以下																																															
8 特記事項	日影規制など、建築物に対する紛争事例はない。																																																				

市町村名・地区名	山ノ内町 島崎地区		類型化した区分 (立地適正)	用途地域周辺区域
建築形態規制の考え方	1 土地利用の現状と特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●用途・土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・対象区域は住宅用地としていたが、人口減少等の社会情勢の変化により土地利用が進まず、農地及びその他自然地が広がっている。 ●建築物の形態 <ul style="list-style-type: none"> ・東側の町道沿道には、農家住宅が連担している。 		
	2 建築形態規制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●実態の反映 <ul style="list-style-type: none"> ・従来、用途地域の「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」として指定されており、容積率 200%、建蔽率 60%の規制を受けている。 ●用途地域等における基準とのバランス <ul style="list-style-type: none"> ・従来、用途地域の「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」として指定されており、容積率 200%、建蔽率 60%の規制を受けていた。 ・周辺の用途地域は、容積率 200%、建蔽率 60%の規制である。 ●上位計画等との整合 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次山ノ内町総合計画では、適正な土地利用の推進や地域基盤の整備に努めるため、都市計画区域の用途地域や農業振興地域の見直しを進めることとしている。 ・都市計画マスタープランでは、この地区を現状に即した土地利用（農地）として計画変更することが位置付けられている。 		
3 望ましい建築形態規制	建築制限項目	設定規制値	制定した規制値による既存不適格率（一部推計を含む：%）	<p>■建築形態の一例（イメージ）</p>  <p>・設定規制値とする場合の容積率・建蔽率が最大となる建築形態を示す。</p> <p>・敷地規模 256 m²（16m × 16m）を想定。 前面道路幅員 4 m ・全国の一戸建て住宅平均敷地規模：274.58 m²（H20 住調）</p>
	容積率（%）	200	—	
	建蔽率（%）	60	—	
	高さ制限（道路斜線）	∠1.25 以下	—	
	隣地斜線制限	20m+∠1.25 以下	—	
	(日影)	定めない	—	
4 その他				

建築確認受付 (確認) 年度	容積率の区分 (%)	建築物の確認件数					備考
		島崎地区					
平成30年度	～ 50						0
	50.1～ 80						0
	80.1～100						0
	100.1～200						0
	200.1～300						0
	300.1～400						0
	400.1～						0
年度計		0					0
令和元年度	～ 50						0
	50.1～ 80						0
	80.1～100						0
	100.1～200						0
	200.1～300						0
	300.1～400						0
	400.1～						0
年度計		0					0
令和2年度	～ 50						0
	50.1～ 80						0
	80.1～100						0
	100.1～200						0
	200.1～300						0
	300.1～400						0
	400.1～						0
年度計		0					0
令和3年度	～ 50						0
	50.1～ 80						0
	80.1～100						0
	100.1～200						0
	200.1～300						0
	300.1～400						0
	400.1～						0
年度計		0					0
令和4年度	～ 50						0
	50.1～ 80						0
	80.1～100						0
	100.1～200						0
	200.1～300						0
	300.1～400						0
	400.1～						0
年度計		0					0
平成30年度 ～ 令和4年度	～ 50						0
	50.1～ 80						0
	80.1～100						0
	100.1～200						0
	200.1～300						0
	300.1～400						0
	400.1～						0
合 計		0					0

市町村名		山ノ内町	地区名	島崎地区			制限値	道1.25	・ 隣地	1.25
No.	路線名	道路幅員	道路斜線			隣地斜線			備考	
			調査件数	不適格数	不適格率 (%)	調査件数	不適格数	不適格率 (%)		
1	1001 宮前角間線	5.2m~7.0 m	8	0	0	8	0	0		
2	3109 島崎線	2.3m~3.2 m	6	0	0	6	0	0		
3	3110 横道西線	2.3m~ 5.0m	1	0	0	1	0	0		
4	下高井116	4.66m~ 6.66m	8	0	0	8	0	0	位置指定道路 指定年月日 1979年10月9日	

建築確認受付 (確認) 年度	建ぺい率の区 分 (%)	建築物の確認件数					備考
		島崎地区					
平成30年度	～ 30						0
	30.1～ 40						0
	40.1～50						0
	50.1～60						0
	60.1～70						0
	70.1～						0
年度計		0					0
令和元年度	～ 30						0
	30.1～ 40						0
	40.1～50						0
	50.1～60						0
	60.1～70						0
	70.1～						0
年度計		0					0
令和2年度	～ 30						0
	30.1～ 40						0
	40.1～50						0
	50.1～60						0
	60.1～70						0
	70.1～						0
年度計		0					0
令和3年度	～ 30						0
	30.1～ 40						0
	40.1～50						0
	50.1～60						0
	60.1～70						0
	70.1～						0
年度計		0					0
令和4年度	～ 30						0
	30.1～ 40						0
	40.1～50						0
	50.1～60						0
	60.1～70						0
	70.1～						0
年度計		0					0
平成30年度 ～ 令和4年度	～ 30						0
	30.1～ 40						0
	40.1～50						0
	50.1～60						0
	60.1～70						0
	70.1～						0
合 計		0					0

7-2 最高の階数の建築物



現況写真 (📷 2 / 3)

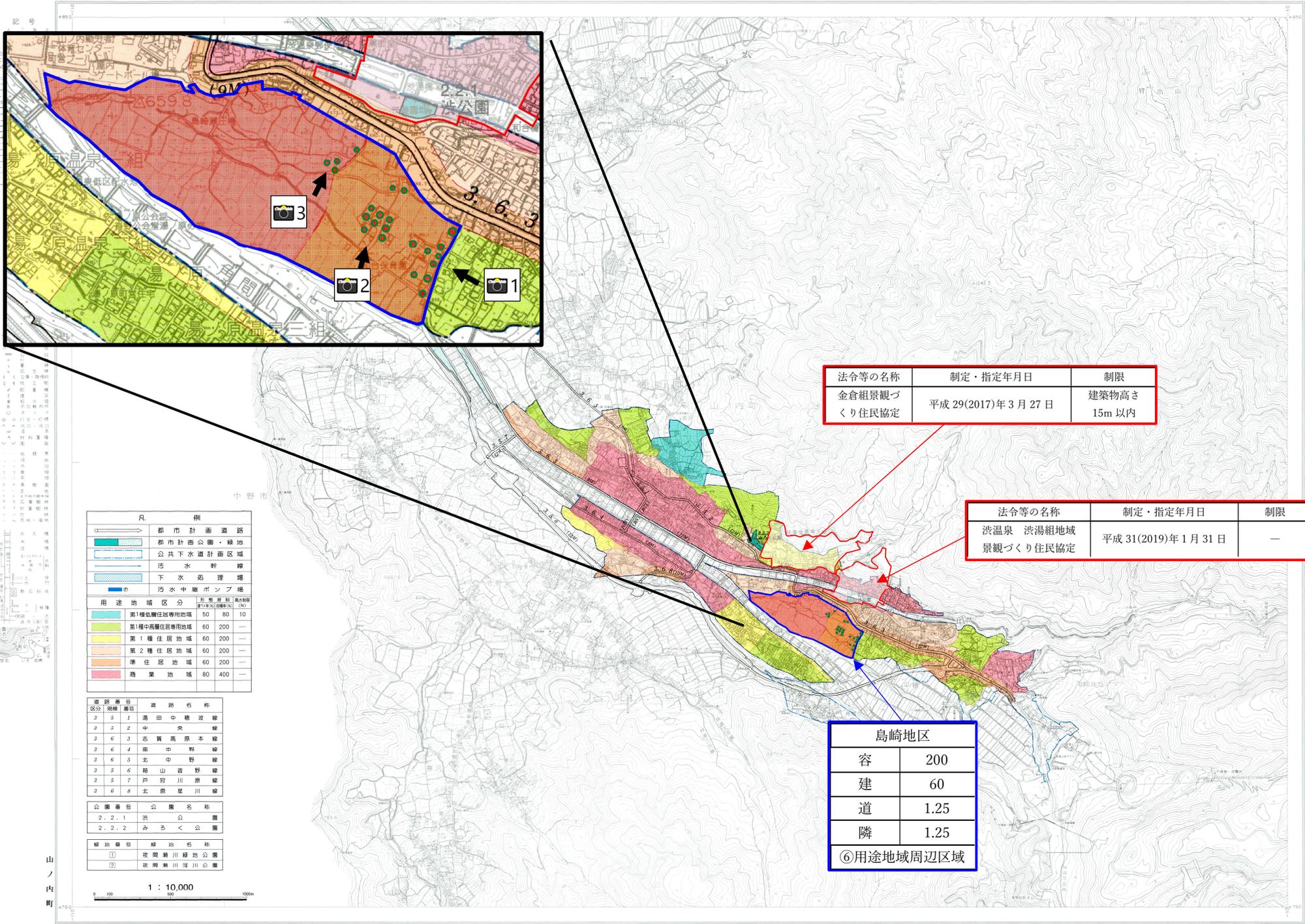


7-2-2 最高の階数の建築物



山ノ内都市計画図

平成十七年三月



法令等の名称	制定・指定年月日	制限
金倉組景観づくり住民協定	平成 29(2017)年 3 月 27 日	建築物高さ 15m 以内

法令等の名称	制定・指定年月日	制限
浪温泉 浪湯組地域 景観づくり住民協定	平成 31(2019)年 1 月 31 日	—

島崎地区	
容	200
建	60
道	1.25
隣	1.25
⑥用途地域周辺区域	

凡 例	
	都市計画道路
	都市計画公園・緑地
	公共下水道計画区域
	汚水幹線
	下水処理場
	汚水中継ポンプ場
用途地域区分	
	第1種低層住居専用地域 50 80 10
	第1種中高層住居専用地域 60 200 —
	第1種住居地域 60 200 —
	第2種住居地域 60 200 —
	準住居地域 60 200 —
	商業地域 80 400 —

道路番号	道路名称
3 5 1	湯田中線
3 5 2	中央線
3 6 3	志賀高原線
3 6 4	湯中野線
3 6 5	北中野線
3 5 6	箱山線
3 5 7	戸狩川線
3 6 8	北原線

公園番号	公園名称
2.2.1	洪公園
2.2.2	みち公園

緑地番号	緑地名称
①	夜間瀬川緑地公園
②	夜間瀬川堤川公園

1 : 10,000

山ノ内町

現況の土地利用類型化区分等図

